

第2．伊勢湾を取り巻く既存計画

伊勢湾沿岸のあり方を考える上で参考とする既存計画として、以下の諸計画を取り上げてその特徴を記す。

- ④ 新しい全国総合開発計画
- ④ 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針
- ④ 中部圏開発基本計画
- ④ 伊勢湾沿岸域における総合的管理の実現に資する社会資本整備計画調査
- ④ 伊勢湾の総合的な利用と保全にかかる指針
- ④ 伊勢湾沿岸整備マスタープラン
- ④ 伊勢湾再生ビジョン策定調査

1．新しい全国総合開発計画(平成10年4月)

全国総合開発計画は、国土総合開発法に基づく国土づくりの指針となる計画である。5回目の策定となる新しい全国総合開発計画は、半年以上にわたる国土審議会の調査審議を経て、平成10年3月に閣議決定された。

地球時代、人口減少・高齢化時代、高度情報化時代の到来など、大きな時代の転換期を迎える中、新しい全国総合開発計画では、現在の一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造への転換を長期構想とする「21世紀の国土のグランドデザイン」が提示されている。また、2010～15年までの計画期間中に「自立の促進」をはじめとする5つの基本的課題を設定し、基本的課題の達成に向け、「多自然居住地域の創造」「地域連携軸の展開」など4つの戦略を推進していくことがうたわれている。

海洋・沿岸域の保全と利用に関しては、海洋・沿岸域を人類共有の財産として、また望ましい姿で子孫に引き継ぐべき貴重な国土空間として認識し、適正に保全するとともに多面的に利用していくことを基本とし、国民の生命や財産を守り、質の高い安全な沿岸域の造成と、人間と自然が良好にかかわる美しく健全な沿岸域環境の復元創造を図るため、沿岸域圏を自然の系として適切にとらえ、地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する「沿岸域圏管理」に取り組むこととされている。

伊勢湾を中心とする中部地域は、「先端的産業技術の世界的中枢としての役割を果たし、全世界を対象に多様な交流が活発に行われる地域」として今後の基本方向が位置付けられている。展開施策として、国際空港・国際港湾並びにアクセス交通の整備や国際交流機能の向上、付加価値の高い農林水産業の振興や自由時間関連産業の活性化、広域的な交流を支える道路・高速鉄道・空港・港湾・情報通信基盤の整備などが示されている。

2. 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(平成 12 年 2 月)

新しい全国総合開発計画において、沿岸域圏の総合的な管理計画を地方自治体が作成すること、あわせて国は計画策定の指針を明らかにすることが示され、これを受けて「21 世紀国土のグランドデザイン」推進連絡会議において「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」が平成 12 年 2 月に決定された。

【沿岸域圏の総合的な管理計画のあり方】

沿岸域について、自然の系として、地形、水、土砂等に関し相互に影響を及ぼす範囲を適切にとらえ、一体的に管理すべき範囲として地域の特性に配慮しつつ、海岸線方向、陸域・海域方向に区分した沿岸域圏ごとに総合管理計画を策定。

策定するに当たっての視点

1) 参加と連携の視点

多様な主体の調整に向けた参加と連携を図り、公平性、効率性等が確保された計画とすること

2) 広域的な視点

相互影響性を有する沿岸域を一体的として管理するため、広域的な視点から策定された計画とすること

3) 長期的な視点

沿岸域圏の持続性の確保を図るため、沿岸域圏のあり方の将来像の設定や将来への影響の予測等を踏まえた長期的な視点から策定された計画とすること

4) 一貫的な視点

総合管理計画の実効性を継続的に担保するため、沿岸域圏の環境の復元・創造に向けた事業、施策等の実施状況について、点検・調査、見直しを行うなど一貫的な視点からの取組を含む計画とすること

【計画策定に盛り込むべき事項】

計画の対象範囲・期間、基本方針のほか、計画内容として具体的な個別目標や施策等を定める。

1) 安全の確保(国土保全、海域の安全対策、防災対策への啓発)

2) 多面的な利用(社会資本整備計画の推進、関連産業の振興、パブリックアクセスの確保等)

3) 良好な環境の形成(水質保全、海洋汚染対策、良好な環境の復元等)

4) 計画推進方策(計画推進体制、進捗状況の把握、事後評価等)

3. 中部圏開発基本計画（平成12年3月）

本計画は、中部圏開発整備法に基づいて長期的かつ総合的な視点から今後の中部圏の開発整備の方向を示すものである。国土審議会中部圏開発整備特別委員会において検討が進められ、平成12年3月に取りまとめられた。

【中部圏開発整備の主要施策】

1. 世界につながる多様な連携・交流の展開
2. 世界水準の産業・研究開発集積の形成
3. 豊かな自然と共生した循環型社会の構築
4. 創造性豊かな諸活動の展開
5. 誰もが暮らしやすい圏域づくりの推進
6. 多様な連携・交流を支える交通、情報通信体系の整備と良質な社会資本の形成

このうち、伊勢湾沿岸域の管理に関連する部分は次のとおりである。

【豊かな自然と共生した循環型社会の構築】

「沿岸域の総合的な利用と保全」

・伊勢湾沿岸

（良好な環境の保全と創造）

伊勢湾の環境を改善し、良好な沿岸域を形成するため、海底に堆積している汚泥のしゅんせつや覆砂、干潟や浅場の造成、浮遊ごみ・油の回収等の海域における環境改善を図る。

人々が水辺に自由に行き来でき、その魅力を楽しむこと（パブリックアクセス）ができる空間の形成を図るため、親水緑地や人工海浜等の整備、マリーナ等の海洋性レクリエーションの拠点となる施設の整備を推進する。

伊勢湾地域の諸活動に伴い発生する廃棄物、建設発生土について、発生抑制、減量・減容化、再利用、リサイクルの努力を前提としつつ、適切な処分を推進する。

（地域活力の創出）

臨海部の産業や物流拠点等の既存集積を活用・高度化しつつ、新規・成長産業の展開等を図る。

中部国際空港、国際海上コンテナターミナル等の整備を推進し、特に各港湾の特性に応じて役割を分担かつ補完する広域港湾としての機能を整備する。

沿岸域を環状方向に結ぶ道路、鉄道等の整備を推進する。

（安全の確保）

沿岸域の防災性の向上のため、利用や自然環境の保全に配慮しつつ、高潮対策のための海岸保全施設の整備等を促進する。

電力、ガス、石油等のエネルギーの安定的供給を図るため、防災対策を推進するとともに、中山水道航路の整備や航行安全施設等の整備、海洋情報の充実に図る。

4. 伊勢湾沿岸域における総合的管理の実現に資する社会資本整備計画調査

(平成 13 年 3 月)

本調査は、地域（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）による伊勢湾沿岸域の総合的な管理に向けた取組を支援するため、各省庁が総合的に連携を図りながら、知見の提供や各省庁所管の事業・施策等を検討するとともに、本調査をモデルケースとして全国沿岸域の総合的管理に向けたノウハウ、手法等を検討したものである。

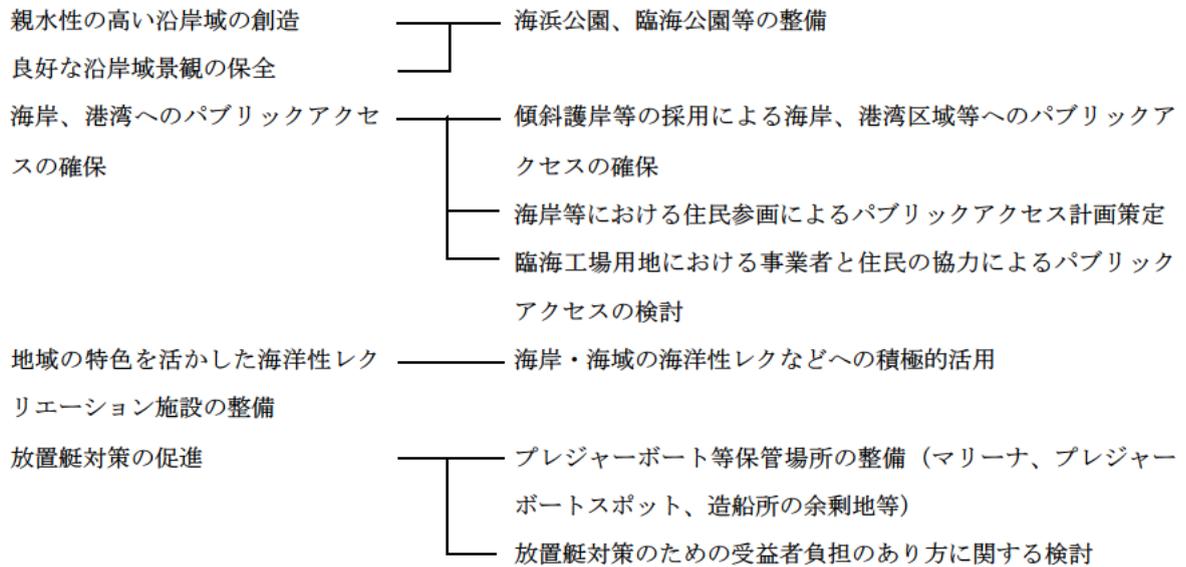
調査結果として、「総合的管理の実現に資する社会資本整備に係わる課題の整理と方向性の検討」において、課題・対応方針・施策事業がまとめられている。増大する余暇利用への対処という課題に対応して以下のような方針がまとめられている。

伊勢湾が抱える全般的な課題

増大する余暇利用への対処

対応方針

施策・事業の方向性



5. 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針(平成12年8月)

この指針は、伊勢湾に係る愛知、岐阜、三重、名古屋の三県一市が、伊勢湾の総合的な利用と保全についての基本的な考え方及び施策の展開に資する方向性を取りまとめたものである。

総合的な利用と保全に係る基本的な考え方

「健全で活力ある伊勢湾を次世代に継承する」

「総合的な利用と保全に係る施策の方向」の内容、とりわけ自然の保全と利用に関する部分は以下の通りである。

1. 豊かで美しい伊勢湾の環境保全の推進

(1)伊勢湾の環境の保全

①水質の保全

②藻場・干潟・自然海浜等の保全

藻場・干潟を含む浅海域や砂浜等の自然海岸は、伊勢湾の多様な環境を構成するとともに、生物の生息・生育空間としてだけでなく、水質浄化の面でも重要な機能を有していることなどから、藻場・干潟・自然海岸等の保全に努める。

③良好な景観の保全

海岸は、自然との共生が重要となる今日、身近で貴重な自然環境であるとともに、住民が伊勢湾において憩うことができる場となるため、海岸線の良好な景観保全を進める。

(2)伊勢湾流域が一体となった環境保全

(3)利用にあたっての環境対策

2. 伊勢湾の多面的な利用の推進

(1)伊勢湾における産業の振興

①新技術・新産業の創出と新規・成長産業等の展開

②水産業の振興

(2)伊勢湾の余暇利用の推進

①伊勢湾を生かした観光の振興

②海洋性レクリエーション空間の整備

こころの豊かさやゆとりが重視される中で、沿岸域では海とのふれあい空間が望

まれていることなどから、パブリックアクセスの確保を含めた高質な海洋性レクリエーション空間の整備を進める。

また、沿岸域では、地元の住民や漁業者と余暇利用者との間で種々のトラブルが増加していることから、秩序ある余暇利用を図るための海面利用に係るルールづくりを進める。

(3)交流拠点性を高める地域整備の促進

広域化・国際化に対応した交通・物流基盤の整備

高次都市機能の集積

6. 伊勢湾沿岸整備マスタープラン(平成 11 年 9 月)

「三重のくにづくり宣言」を進める上で、多様な課題を解決し「伊勢湾沿岸のあるべき姿」の実現を目指した基本的事項を示すことを目的に策定されたものである。関係行政の調整・連携による総合行政の実施、地域の住民や企業、関係する団体等との協働・連携により、沿岸域の一体となった整備・保全を進めることが目指されている。

また、このマスタープランの基本理念・基本方針に基づき、海岸保全基本計画の策定や海岸整備アクションプログラムの作成を行うなど、各種事業への反映が必要であるとされている。

この調査では、三重県内の伊勢湾を3つのブロックに分け、それぞれの方向性を以下のように示している。

表2-1 ブロックの方向性

	ブロックの方向性
() 桑名・四日市ブロック	沿岸域の安全を確保し、道路整備計画や四日市港を中心とする地域経済の振興方策と調和した沿岸環境の保全・復元
() 鈴鹿・津ブロック	沿岸域の安全を確保し、津松阪港の発展を核とした交流空間の創出と、レクリエーション利用の機能向上、伊勢湾を代表する良好な白砂青松の保全・復元
() 松阪・伊勢ブロック	沿岸域の安全を確保し、歴史・伝統文化の継承と、背後の土地利用と海洋レクリエーション施設整備との調和、ウミガメの保護と砂浜の保全・復元

また、沿岸域整備における基本方針 - マスタープラン推進のための取組の体系についても、次頁のように示されている。

伊勢湾は『こうして』

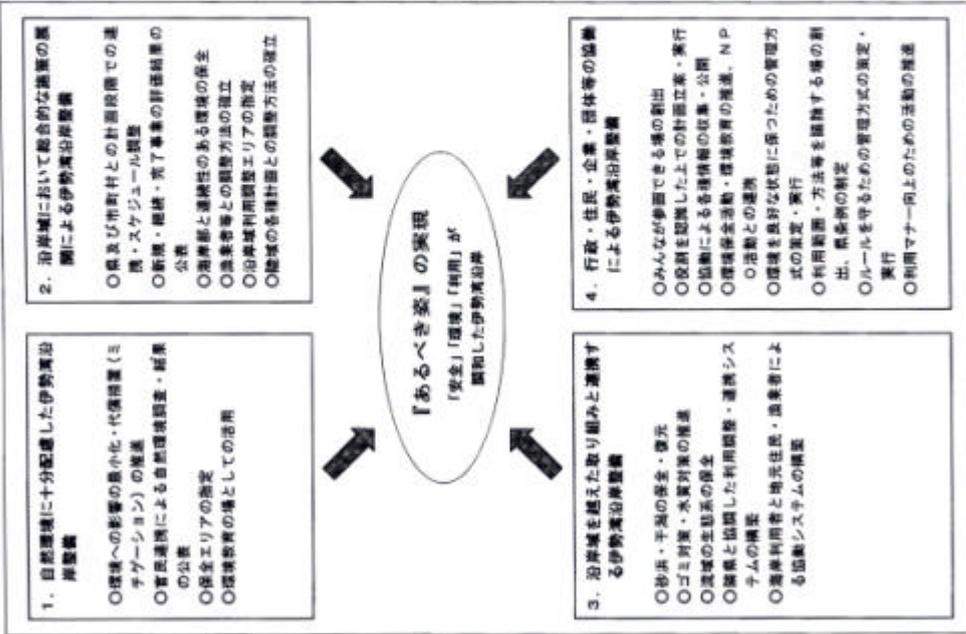
『伊勢湾沿岸のあるべき姿』を実現していくためには、このマスタープランを推進していく必要があります。そのため、基本方針をうけて、4つの観点からの取り組みを行うことで、4つの観点からの取り組みから実現を図っていくことを提言します。また、これらの取り組みを具体的に実行していくための方策として、『制度づくり』と『運営』によって行うことが必要と考えます。

沿岸整備における基本方針

- ◆ この伊勢湾沿岸を良好な状態で後世に引き継いでいくため、『安全』『環境』『利用』の調和を考慮しています。
- 1. 伊勢湾を特徴づけている自然環境への十分な配慮
- 2. これまでの枠組みを越えた総合的な施策の展開
- 3. 沿岸域を越えた広範囲にわたる諸問題への取り組み
- 4. 行政・住民・企業・団体等の協働・連携

『安全』『環境』『利用』の各観点からみた基本方針

マスタープラン推進のための取り組みの体系



伊勢湾沿岸のあるべき姿の実現のための方策

制度づくり	運営
<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然環境に十分配慮する伊勢湾沿岸整備を推進する制度 <ul style="list-style-type: none"> ①環境調査方法の制度化 ②共生型調査のためのPR方法の検討 2. 沿岸域における総合的な施策の展開による伊勢湾沿岸整備を推進する制度 <ul style="list-style-type: none"> ①新調手法による制度の導入 ②安全・環境・利用の調整のための協議制度の確立及び協議結果の公表 3. 沿岸域を越えた取り組みと連携する伊勢湾沿岸整備を推進する制度 <ul style="list-style-type: none"> ①協働と協働による交流・情報発信のための制度の確立 ②関係団体の究明・刷新・指導の強化 4. 行政・住民・企業・団体等の協働による伊勢湾沿岸整備を推進する制度 <ul style="list-style-type: none"> ①みんなが参加するための制度の確立 ②役割分担のルールづくり 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然環境に十分配慮する伊勢湾沿岸整備を推進する運営 <ul style="list-style-type: none"> ①資料が十分連携した環境調査の実施 ②情報の共有化を図るための行政運営の実施 2. 沿岸域における総合的な施策の展開による伊勢湾沿岸整備を推進する運営 <ul style="list-style-type: none"> ①協働かつ限力的な行政運営の推進 ②地域・流域の各種計画との調整方法の確立 3. 沿岸域を越えた取り組みと連携する伊勢湾沿岸整備を推進する運営 <ul style="list-style-type: none"> ①ブロック・流域単位での状況把握・対策検討・実行・維持管理の推進 ②協働を含みながら伊勢湾を総合的に考えていく行政運営の推進 4. 行政・住民・企業・団体等の協働による伊勢湾沿岸整備を推進する運営 <ul style="list-style-type: none"> ①協働組織のネットワーク化への支援 ②みんなが『安全』『環境』『利用』の調和を実現するための方法等を調和する場の創設

7. 伊勢湾再生ビジョン策定調査(平成13年3月)

伊勢湾と深い関わりを有している三重県として、健全な姿で伊勢湾を次世代に継承していくための基本理念や取組について、中長期的な観点から調査、検討されたものである。

伊勢湾再生の基本理念

将来(概ね50年後)を見据えた伊勢湾再生の基本理念として
「次世代への健全な伊勢湾の継承」
～伊勢湾で育まれている生態系を中心に捉えて～

計画では、伊勢湾再生に向けた基本的な取組として、

- ①環境への負荷が少ない循環を基本とした「良好な水質・底質の保全」
- ②自然と人間が共生する「多様な自然環境の保全と生物多様性の確保」
- ③循環と共生に生まれ、実感できる「伊勢湾文化の保存・継承・創造」
- ④伊勢湾の環境の保全・創造を基調とした「持続可能な利用と安全の確保」
- ⑤伊勢湾再生に向けた共通基盤として「調査・研究」「参加・実践」「情報・交流」

の5つの方向を示した。

さらに、これらの具体化を図るための戦略プログラムが以下のように示されている。

水質改善プログラム

- ・流域からの流入負荷の削減
- ・伊勢湾の自然浄化能力等の向上
- ・伊勢湾での水質浄化

沿岸整備改善プログラム

- ・前面海域
- ・海岸
- ・背後地

ベイ・アクセシビリティ・プログラム

- ・ 情報へのアクセス向上
重点対策として、伊勢湾に関する環境情報等の量的・質的充実を図るとともに、情報の総合化を進めます。また、多様な主体にとって入手しやすい、わかりやすい、そして活用しやすい情報の伝達に係る取組を推進します。
- ・ 参加へのアクセス向上
重点対策として、現在、広がりつつある環境保全活動をさらに拡大していくとともに、活動への参加促進のため、啓発活動や環境体験学習を推進します。
- ・ 水際線へのアクセス向上
重点対策として、伊勢湾環境の保全を基調としながら、新しい制度の導入も視野に入れつつ水際線へのアプローチの整備を図るとともに、伊勢湾と触れ合うことのできる場としてアメニティ豊かな親水空間の整備を進めます。